

～土地・建築物の所有者・管理者の方へ～

空家の適切な管理をお願いします

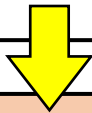
適切な維持管理が行われず、放置されている空家は、近隣住民・通行人にさまざまな悪影響を及ぼすおそれがあります。

空家等が原因で近隣住民・通行人に損害等が発生すると、その責任が問われることがあります。**あなたが所有する空家等は大丈夫ですか？**

※空家等には住宅のほか、倉庫・店舗・工場なども含まれます

管理が行われないと、こんなことに…

- 老朽化により倒壊や損壊、建物の一部が飛散している又はそのおそれがある
- 樹木や雑草が繁茂して隣地にはみ出す
- アメシロの発生、ハチの営巣
- 動物等が住みつき、ふん害が発生している
- ゴミの不法投棄 など



近隣住民の生活に支障



- ・強風でトタンが飛んできた！
- ・夏になると草木が茂って困る
- ・ガラスが割れていて、防犯上心配だ…



法的に責任を問われることもあります！

- 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）には「所有者等の責務」として、空家等の適切な管理に努めるよう定められています。
- 空家等は個人の財産であり、所有者や管理者等が適切に管理する責任があります。
- 瓦や外壁の一部が飛散したり、塀や樹木が倒れたりするなどして、近隣や通行人などに被害を及ぼした場合、損害賠償などで管理責任を問われることがあります。



適切な管理をしましょう！

○近隣、町会の方々と連絡先を交換し、問題が発生した場合に対応できるようにしておきましょう

→交換する連絡先は複数にして、連絡先が途絶えないようにしましょう。

○樹木や雑草の繁茂を防ぐためには、定期的な管理が重要です

→庭木が繁茂すると、通気性が悪くなり、建物の劣化を早めます。

○ご家族で日ごろから、所有者が亡くなった後の家をどうしていくか話しましょう

→相続問題がある場合は、法律の専門家に相談されることをお勧めします。

○土地と建物の資産価値は、管理状態によって大きく左右されます。

→将来の運用に役立てるためには、日々の十分な管理が大切です。

→賃貸・売却等による資産としての活用も検討してみましょう。



老朽危険空家等除却費補助金

松本市には、老朽化が進み倒壊等のおそれがある空家等の解体費用を補助する制度があります。空家が古くなり住むことが困難になっている、管理をこれ以上できないので解体したい、という方は、まずご相談ください。

●補助金額 解体費用の1 / 2 上限50万円

※制度利用には様々な要件があります。

※空家等であれば全て対象になるわけではありません。

＜実際に本補助金を利用した解体事例＞



Before



After

お問い合わせ

松本市 建設部 住宅課 住宅担当(東庁舎別棟 2 階)

〒390-8620 長野県松本市丸の内 3 番 7 号

☎0263-34-3246

e-mail: jyutaku@city.matsumoto.lg.jp

